

り痛惜の念に絶えません。

9月19日に行われました本会議においても、一般質問のため登壇が予定されておりましたが、公務途上の突然の終焉は、さぞかし無念であったことであらう。

議員定数が12名から8名となり、6年が経過いたしました。

我々議員に課せられた責任は一層重いものとなっておりますが、残された7人で更に力を尽くし、ご逝去のその日まで郷土のことを思い続けられたお気持ちに込めたいと思います。

久門さん、願わくば在天の光となって更別村民と更別村議会のために未来永劫ご加護を賜りますようお願い、ただひたすらにご冥福をお祈り申し上げて、追悼の言葉といたします。

終わります。

議長 追悼演説が終わりました。ご遺族が退席されます。
(ご遺族退席)

議長 村長より招集の挨拶があります。
岡出村長

村長 本日ここに、平成25年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年は年度初めより不安定な天候が続き、特に農作物の収穫時期には長雨、降雪等もあり、農業者にとっては大変ご苦勞多い年でありましたが、農家の皆さん方のご努力と高い営農技術により乗り越えられた状況にありますし、村づくりの面におきましても議会をはじめ、関係機関、村民の多大なご支援とご協力をいただき推進をいたしており、感謝に耐えない次第であります。

特に9月に急逝されました故久門尚二議員には、長きにわたり村の発展に多大なご貢献を賜りました。心から感謝を申し上げますとともに、改めて衷心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

内外の情勢といたしましてはT P P 協議の行方に危機感を覚えるとともに、円安傾向からの諸物価の値上がりや、電気料金アップによる住民生活への影響、北海道における今冬の6%の節電、来年4月からの消費税アップに加えて矢継ぎ早に出される農政の大転換や地方交付税1兆円特別加算の廃止検討等、アベノミクス効果を全く感じられない地方にとりましては諸課題山積となり、諸情勢を的確に捉え対応しなければならないと思っているところであります。

本年度の村づくりも残すところ4か月を切っておりますが、本年度計画の事務事業の総点検を図るとともに、情勢を踏まえて残された期間、村づくりに全力を傾注してまいります。

本定例会におきましては、新規条例の制定と条例規約の一部改正案件として6件、一般会計他各会計補正予算案件5件等、ご審議をお願いす

ることといたしております。

よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

議長 村長の挨拶が終わりました。
ただちに本日の会議を開きます。 (10時10分)
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、3番赤津さん、4番松橋さんを指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 松橋議会運営委員長
議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
さきに、第4回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ12月3日午前10時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期につきましては、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から12月16日までの7日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりといたしました。

議長 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

議長 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思っております。

議長 これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は7日間と決定しました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。
諸般の報告は、印刷してお手元に配布しております。
11月15日に開催された総務厚生常任委員会において、委員長の欠員に伴い、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に堂場さん、副委員長に本多さんがそれぞれ当選した旨報告がありました。

また、議会運営委員会委員の欠員に伴い、堂場さんを委員に選任しましたので報告します。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

堂場総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。本委員会は、所管事項について、下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時、平成25年11月15日午後1時。

調査場所、更別村議会議員控室。

調査事項、村、村有財産（普通財産である土地）の管理状況について。経過、委員4名及び議長の出席により、調査事項について総務課長等の出席を求め調査を行った。

調査の結果、(1)村有財産のうち普通財産である土地の管理状況について、資料に基づき説明を受けた。

(2)貸付している土地については、適正に使用料を徴収している。

その他の土地についても、無断で使用されている土地もなく、管理状況は良好である。

(3)平成20年11月に村有地の管理状況及び遊休地等について調査を行い、「市街地における将来的に利用の見込めない土地については、近隣、隣接する土地の所有者に売却してはどうか。」という報告を行ったが、その作業は順調に進められていると認めます。

(4)旧国鉄跡地については、隣接する土地の所有者に売却してきたが、売却が成立せず、遊休地として所有する土地が約71,400㎡存在する。今後の売却の考え方、また、管理方法及び活用の可能性について検討を願いたいということでございます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

産業文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時、平成25年11月19日。

調査場所、更別村議会議員控室。

調査事項、農産品の開発と現状について。

経過、委員5名及び議長の出席により、調査事項について産業課長等の出席を求め調査を行った。

調査にあたり、提出資料に基づき旧試験圃の活用について、更別村農業経営・生産対策推進会議の取り組みについて説明を受け調査を行っ

た。

(1)旧試験圃の活用について、近年、直植ビートの農家が増加し、ビニールハウスの有効活用が望まれる。

夏野菜等も考えられるが、品質管理が難しく農繁期では無理ではないか。

タラの芽は冬期の活用となるが、温度管理が大切で暖房確保の経費や技術指導者等の検討が必要。

ニンニクの試験栽培が最終年を迎え、来年より3戸の農家が取り組むが、農業者のニーズと販売等検討が必要。

ニンニクは清水町で推進体制が確立されている。継続するのであれば体制づくりが重要。

戦略作物は、畑作三品だけではない。他の作物も考えるべきではないか。

更別農業高校との連携により、花の栽培に取り組んではどうか。

試験栽培を行うのであれば、専門の技術員を配置すべきではないか。

来年以降の計画が決まっていないが、JAを中心とした計画の策定が必要である。

(2)更別村農業経営・生産対策推進会議の取り組みについて。

主要畑作三品が主な更別村の農業形態の現状においては、生産者の試験栽培に対するニーズが無いのではないか。

畑作三品に限らず、乳製品、畜産品等、発想の転換も事業としては必要ではないか。

第5期農業振興計画では、新たな野菜等の導入の検討も掲げているが、各農家地区、JAの蔬菜部会、若手経営者グループ等のニーズ調査をしながら進めてはどうか。

新たな作物を進めるには、販路の開拓が重要となるが、関係機関の積極的な取り組みが必要ではないか。

行政の農業政策支援はもちろんだが、考え、実行するのは生産者やJAが基本であり、村のスタンス、組織のあり方の見直しも必要ではないか。

この意見等に基づいて試験圃については、関係機関との協議の結果、廃止となってからは、その後も行政主導でニンニク等の試験栽培に活用されている。

試験栽培の必要性については、生産者、関係機関と今一度十分に検討すべきである。

栽培品目の選定、栽培体制について議論し、長期継続可能な事業の構築が必要と思われる。

また、観光資源等、様々な観点から試験栽培以外の活用も議論し、遊休地とならないよう早期検討すべきである。

ビニールハウスの活用はタラの芽栽培が初年度で、経緯を見守りなが

らも、空きスペースの活用は、更別農業高校も含め関係機関と早期事業に向け検討すべきである。

更別村農業経営・生産対策推進会議については、多種多様なニーズに対応しうる体制づくり、強化の必要性があり、どんぐり推進部会やJAとの連携や行政の関わり方も含め見直しが必要と考える。

以上報告とする。

議
議

長
長

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議
議

長
長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議
議

長
長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、選挙第1号、南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

欠員の南十勝消防事務組合議会議員に高橋さんを指名いたします。

議 長	<p>おはかりいたします。</p> <p>ただいま議長が指名いたしました、高橋さんを南十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名いたしました、高橋さんが南十勝消防事務組合議会議員に当選されました。</p> <p>当選されました高橋さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件、及び日程第9、議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件の2件を一括議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>岡出村長</p>
村 長	<p>議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件であります。</p> <p>更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。</p> <p>1の理由といたしましては、更別村税条例に規定する普通税の納付について著しく誠実性を欠く者に対し納税を促進するため、この条例を制定しようとするものであります。</p> <p>2の要旨でございますけれども、この要旨を含めて本条例の詳細につきましては荻原住民生活課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に、議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件でございます。</p> <p>更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。</p> <p>理由といたしましては、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定に伴い、同条例で規定する特定滞納者等に対し、別に定めるところによる行政サービスの利用の制限を行うものでございます。</p> <p>この件につきましても、要旨を含めまして本件につきましては、荻原住民生活課長に条例の詳細について補足説明をいたさせます。</p> <p>ご審議方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>荻原住民生活課長</p>
議 長 住民生活課長	<p>補足説明をさせていただきます。</p>

はじめに議案第54号に係る分でございます。

要旨でございます。

(1)村税滞納者のうち、村民の公平感を阻害し、著しく誠実性を欠くものを特定滞納者に認定するものでございます。

1ページをご覧ください。

まず、第1条の目的にもありますように、本条例の制定目的は、特別措置を行うことではなく、あくまでも村民の公平感を阻害する普通税の滞納者に対し納税を促進させることが目的となっております。

その前段といたしまして、第2条第1号及び第5条において、村税の滞納者のうち、納税に著しく誠実性を欠く者を特定滞納者として村長が認定するものでございます。

次に、要旨(2)でございます。特定滞納者に認定された者に対し、行政サービス等の利用の制限を行うでございます。

再度1ページをご覧ください。

これは第3条の説明となります。

特定滞納者に認定された者は、日本国憲法第25条で保障される生存権を順守した中で、行政サービスの利用の制限を受けるものでございます。

次に、要旨(3)、特定滞納者以外の者が行政サービス等を受けることによって、特定滞納者が同じ利益を受ける場合も、行政サービス等の利用の制限を行うでございます。

こちらも1ページ、第2条第2号と第3条の説明となります。

特定滞納者として認定された者が代表となっております法人、並びに同一世帯に属する配偶者、もしくは一親等血族に対して、サービスの制限を行うものであります。特定滞納者がサービスの制限を受けているのにも関わらず、別の者の申請によりまして当該滞納者が同じサービスを受けることを防ぐこと、あるいは生計をともにする世帯において悪質な滞納状況が認められる家族がいる場合には、同じ制限を受けるべきと判断されることによるものでございます。

次に、要旨(4)でございます。特定滞納者の認定にあたっては、当該滞納者に通知、弁明の機会を与えた上で、特定滞納者審査委員会において審議するとともに、状況に応じて認定の取り消し等を行うでございます。

こちらは1ページでございます。

第4条と第6条、2ページ第7条の説明となります。特定滞納者として審査を進める前に当該対象者に対しまして通知を行い、弁明の機会を与える等して、一方的に認定がされないことを規定いたしております。なお、認定にあたりましては、特定滞納者審査委員会において審査し、この報告をもって村長が認定するものでございます。なお、特定滞納者より村税の完納等があった場合は認定を取り消すものでございます。

以上が要旨(1)から(4)についての説明となります。

次に、2ページをご覧ください。

第8条では委任について規定してございます。

また附則といたしまして、本条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。

本条例にかかります施行期日につきましては、お手元の第4回更別村議会定例会議案資料1ページから16ページに取りまとめてございますのでお目通しをお願いしたと思います。

以上、本件に係る補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第55条に係る補足説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに要旨でございます。

更別村営牧場設置条例、更別村訪問介護条例、更別村企業振興促進条例、更別村出産祝金条例、更別村定住化促進住宅管理条例、更別村敬老祝金条例、更別村入学祝金条例の各条例において特定滞納者に対する利用の制限を行うものでございます。

次ページをご覧ください。

日本国憲法第25条で保障されている生存権を順守した中で、行政サービスの利用の制限を行うものとして、要旨でただ今説明いたしました7条例につきまして、第1条、更別村村営牧場設置条例から、3ページ、第7条、更別村入学祝金条例までの各条例において、特定滞納者に対する利用の制限を行う規定を追加するため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましても平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これから議案第54号、及び議案第55号の質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

7番 本多さん

7番本多議員 動議を提出いたします。

ただ今議題となっております、議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件、及び議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件は、なお慎重な審議の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同お願いいたします。

議長 ただ今、7番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出さ

れ、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件、及び議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会の付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件、及び議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議長 日程第10、議案第56号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第56号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由であります。更別村職員の旅費につきまして、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うとともに、一部条例文を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

2の要旨でございますけれども、この要旨を含めまして改正条例の詳細につきまして、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議長 総務課長 吉本総務課長

補足説明をさせていただきます。

要旨から説明させていただきます。

(1)病気等により出張を変更又は取消となった際に、当該出張のため既に支出した金額があり損失となる場合、旅費として支給することがで

きる条文を追加するものでございます。

航空運賃ですとか宿泊料等、いわゆるキャンセル料が発生した場合に支給できる条文を追加するものでございます。

(2)出張中、交通機関等の事故により、概算払旅費を喪失した場合、喪失した旅費額の全部又は一部を旅費として支給することができる条文を追加するものでございます。

(3)陸路による路程の計算方法を削除し、規則に委任します。

(4)参考として、更別村キロ程表が条例の中にありますけれども、それを削り規則に委任するものでございます。

(5)施行年月日は、平成26年4月1日とするというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、A4の横になります。右側が現行で、左側が改正後になります。

第3条、見出しとして旅費の支給でございますが、第4項を追加するものでございます。これは要旨(1)に該当します。出発前に旅行命令又は旅行依頼を変更され、または死亡した場合において、規則で定めることが出来る規定を追加するものでございます。

第5項も追加でございます。要旨(2)が該当します。旅行中、交通機関等の事故により概算払を受けた旅費額の全部又は一部を喪失した場合には、規則で定める旅費を支給することが出来る規定を追加するものでございます。

第11条につきましては、要旨(3)に該当します。これを削除して規則に委任するものでございます。

次のページ2ページをお開き下さい。

第36条は見出しとして規則への委任でございます。要旨(4)に該当いたします。参考として更別村キロ程表を削り、規則に委任いたします。

附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

議案資料に規則を掲載してございます。最後から2枚目になります。

資料、議案第56号、更別村職員の旅費に関する規則でございます。

第1条は主旨でございます。

第2条につきまして、見出しとして出張命令の取り消し等の場合における旅費でございます。

第1号では所要の払い戻しの手続きをとったにもかかわらず、払い戻しを受けることが出来なかった額、これにつきましては、条例の規定により支給される額を超えることが出来ない旨を規定してございます。

(2)と(3)につきましては、外国旅行に伴う支度金、それから外貨の買入等によって生じた場合のことを規定してございます。

第3条ですが、見出しとして旅費喪失の場合における旅費でございます。旅行中に事故等で旅費額の全部を喪失した場合、条例の規定により支給することができる額、それから2号になりますけれども、現に所持

していた旅費額の一部を喪失した場合、前号の規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額を支給できるという規定でございます。

第4条は路程の計算でございます。これは目的地までの経路、距離の計算でございます。第1号では鉄道、第2号は水路、第3号は陸路について規定してございます。

第2項では、前項第1号、2号の路程の計算による場合ですけれども、当該各号の規定に係らず、前項第3号の規定に準じて計算することが出来るという規定でございます。

附則としてもこの規則は、平成26年4月1日から施行するというところでございます。

3ページは、村内の相互間の距離表を条例から写したものでございます。

以上、簡単ではございますけれども補足説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第56号、更別村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 この際、暫時休憩いたします。

議長 午前11時まで休憩いたします。(10時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11時00分)

日程第11、議案第57号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第57号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしましては、帯広市、幕別町、中札内村、更別村で構成される札内川地区畑地かんがい施設維持管理協議会におきまして、維持管理費負担割合につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間を戸数割、平成24年度以降については5年間の財政計画に基づき面積割を基本として協議を行い、遅くとも平成26年度には移行するものとして平成17年度の協議会設立時の総会にて議決されているところでありますけれども、先般、国営事業が平成26年度で完了することに伴いまして、平成27年度から負担割合を面積割に移行することを協議会にて決定いたしましたために、負担金適用期間を1年間延長しようとするものでございます。

2の要旨であります、(1)の別表にある分担金の年度を「平成25年度まで」を「平成26年度まで」に1年間延長する。

(2)の別表にある分担金の年度を「平成26年度から」を「平成27年度から」に改めるということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

次のページが条例の一部を改正する条例の本文であります、現行と改正後、対比表にて表してございますが、現行の表中、年度、平成25年度となっておりますのは平成26年度まで、平成26年度からとなっておりますのは、平成27年度からに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することにしてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第57号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第58号、更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第58号、更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由でございますが、平成26年4月からの消費税増税を控え、融資条件の拡大により、中小企業者のより一層の経営の安定化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨でございますが、(1) 運転資金の融資金額を1企業者につき500万円以内から1,000万円以内に改めるということでございます。

(2)の運転資金の融資期間を5年以内から7年以内に改めるということでございます。

次のページをお願い申し上げます。

次のページが条例の一部を改正する条例の本文でございますが、現行と改正後を示してございますが、第7条の2号で融資金額、運転資金1企業者につき500万円以内とありますのは、改正後につきましては1,000万円以内に改正をしていくということでございます。

第3号、融資機関につきましては5年以内を7年以内に改めるものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行するということにしております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

倍にして年数長くするっていうことは非常に使いやすいというか、今までこの改正がなされてなかったのが不思議なぐらいなのですから、需要はどのぐらい見込まれるのですか。

この改正によってというか、まあ現在もそうでしょうけれども。

議 長

安部産業課長

産業課長

今現在、これは中札内信用金庫に預託金を積んでその4倍までということで、1億円の融資上限を設けております。それを来年以降は積増しをしまして、5,000万円の3倍の融資限度額を総額1億5,000万円までということにして、それに対応できるようにということで最大限1億5,000万円程度の上限の借入額には対応出来ると、それまではあるのではないかという予想はしております。

以上です。

議 長

4番 松橋さん

4番松橋議員 1億5,000万円まではお貸し出来ますよということですが、現在はどうかうなっているのですか。

議長 安部産業課長

産業課長 10月末現在でございますが、8,700万円の融資残額となっております。

議長 他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号、更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、議案第59号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第59号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件でございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約を別紙のとおり変更するものでございます。

1の理由でございますけれども、平成23年度から共同設置をしてございますけれども、平成26年度から指導主事の執務場所が更別村から中札内村へと変更となることから、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の13の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の要旨でございますけれども、(1)の指導主事の執務場所の変更に伴い、関連する条文を変更するというところでございます。

次のページ、変更する規約の本文でございますけれども、1、2ページにわたりまして、更別村から中札内村へ関連条文の変更をするものでございまして、内容的にはお目通しをお願いするものでございます。

2ページの附則の部分でございますけれども、この規約につきましては、平成26年4月1日から施行することとさせていただきます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員 この主事の件に関しましては、3年前からということで、来年がこの交代の時期ということなのですけれども、これまでは更別村で選任されて今の主事の方がやっておられるわけなのですけれども、来年以降はこの規約によりますと、中札内村の教育委員会で選任をしてということになっておりますが、そういったことで代わるということもあり得るということですか。

議長 高島教育長

教育長 平成23年度から更別村が執務場所ということで、現在配置になっております指導主事は来年の3月いっぱい終了になりまして、新たに違う方が指導主事ということになる予定になっております。

議長 以上でございます。

7番 本多さん

7番本多議員 これは中札内村が選任するわけですから更別村は何も言えないわけなのですけれども、今になっておられた方に対して問題があるとかそういう意味があるとかそういうことではなくて、あくまでも中札内で選任するという意味で代わるということですか。

議長 高島教育長

教育長 いずれにしても指導主事は学校の先生でありますので、3年を経過した後に現場復帰するというものでありまして、特に問題があるとかということではございませんので、あくまでも3年を経過した後に現場復帰になるということでございます。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 (ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議長 これから本案に対する討論を行います。

議長 討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議長 これから議案第59号、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議案第60号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

議長 提案理由の説明を求めます。

議長 岡出村長

村 長

議案第60号、平成25年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件でございます。

平成25年度更別村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,655,972千円とするものであります。

2号以下につきましては、お目通しをお願いするものであります。

今回の補正に関しましては、主なものといたしまして、これまでの執行実績から事務事業費に係る執行残の補正、それから企業振興に資するふるさと融資事業に関するものの補正、それから道からの権限移譲に関しまして、旅券・パスポート発給事務を受託するための準備に関するものの補正、それから灯油価格高騰によります福祉灯油実施に関するもの、十勝広域消防デジタル無線施設整備に関するもの、その他、余剰が見込まれる財源の積み立て、歳入確定見合いによる所要の補正等を主なものといたしているところであります。

なお、詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長
副 村 長

三好副村長

それでは補足説明をさせていただきたいと思ひます。

多数ございますので、主なものについて説明させていただきますので、ご了承の方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

最初に歳出の方からご説明させていただきます。

13ページをお開き下さい。

款1 議会費、補正額2,196千円減額しまして51,282千円とするものでございます。内容につきましては、項1 議会費、目1 議会費におきまして同額を減ずるものでございます。議員の減少に伴う減額という内容になってございます。

続きまして、款2 総務費でございます。460,171千円を追加しまして1,328,232千円とするものでございます。内容につきましては、項1 総務管理費、目1 一般管理費におきまして200,000千円を追加するものでございます。説明欄にございますように、北海道市町村備荒資金組合積立金ということで、200,000千円を積立てるものでございます。これにつきましては普通交付税の部分、それから地域の元気臨時交付金の交付ということで余剰財源が発生するための積立という内容となっております。

続きまして14ページをお開き下さい。

目4 地方振興費でございます。160,498千円を追加するものでございます。内容につきましては説明欄（2）にございますけれども、企業振興促進事業ということで、21貸付金におきまして、ふるさと融資の貸付

金162,000千円を追加するものでございます。これにつきましては、地域振興に付する民間投資の支援ということで、長期の無利子の融資制度で貸付をする内容になってございます。これにつきましては太陽光発電の建設に伴う融資ということで、融資対象360,000千円の45%が貸付の対象になるというものでございます。

次にひとつ飛びまして(4)生活交通路線維持対策事業ということで1,061千円を追加するものでございます。19負担金補助及び交付金におきまして、広尾線バスの路線の赤字を補てんするものでございます。今回1,061千円を追加いたしまして総額3,458千円を補助するものでございます。

次に(5)市街地活性化事業におきまして2,357千円を減額するものでございます。大きなものとしまして15の工事請負費におきまして、駐車場整備工事費ということで屋外ゲートボール場跡地の整備の部分の執行残1,785千円となっております。

続きまして15ページをお開き下さい。

目11公共施設等整備基金費100,000千円を追加するものでございます。説明欄(1)の公共施設等整備基金積立金ということで、積立金100,000千円を積むものでございます。

次に項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費におきまして、説明欄でございませけれども、(1)の旅券窓口整備事業ということで31千円を追加するものでございます。先程、村長からも説明がございましたけれども、26年度よりパスポートの発行につきまして、権限の移譲を受けるための研修旅費ということで計上させていただいているところでございます。

次に16ページをお開き下さい。

1番下になりますけれども、款3民生費3,605千円を減額しまして、649,902千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、次17ページに行きまして、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして1,957千円を追加するものでございます。内容につきましては説明欄(4)国民健康保険特別会計事業勘定繰出金ということで、213千円減額するものでございます。28の繰出金で保険基盤安定繰出金軽減分、それから保険基盤安定繰出金支援分を減額するものでございます。それと特定健康診査等事業分ということで、オンラインシステムの導入に伴う追加分ということでございます。それと福祉医療費無料化の波及分ということで重度医療費の増加に伴う追加でございます。

説明欄(5)の福祉灯油支給事業でございます。これにつきましては1,305千円追加するものでございます。11の需用費でコピー代、12の役務費で郵便料ということで、対象世帯116世帯を見込んでいるところでございます。20の扶助費におきまして、高齢者、障害者、ひとり親世帯に対しまして、100リットル110円の単価を乗じて算出したのが1,276千

円という内容になってございます。

次に18ページをお開き下さい。

目4後期高齢者医療費で7,052千円を減額するものでございます。内容につきましては、説明欄(1)後期高齢者医療広域連合事業経費ということで、19負担金補助及び交付金におきまして7,014千円減額するものです。これにつきましては、平成24年の療養給付費の負担金額が確定したことによります減額という内容になってございます。(2)の後期高齢者医療事業特別会計繰出金ということで38千円の減額でございます。28の繰出金におきまして事務費の繰出金、24年精算分で444千円の減、保険基盤安定繰出金で広域連合の分の額の確定ということで406千円の追加という内容になってございます。次に項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で1,695千円を追加するものでございます。新規の事業でございますけれども、説明欄(1)の児童福祉事業経費ということで、19負担金補助及び交付金で増額するものでございますけれども、これは保育士の人材確保の一貫ということで、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として追加するものでございます。これにつきましては全額道の補助金が財源となってくるものでございます。

次19ページに移らせていただきます。

款4衛生費5,271千円を減額しまして、326,843千円とするものでございます。主なものとしまして一番下にありますけれども、項3上水道費ということで1,288千円を減額するものでございます。

20ページをお開き下さい。

目1簡易水道費で同額減額するものでございまして、内容につきましては説明欄(1)の簡易水道事業特別会計繰出金で減額するものでございます。これにつきましては当初本通りの歩道等の改修に伴う排水管移設を予定しておりましたけれども、北海道が施行することになりましてその分を減額するものでございます。次に項4下水道費、目1下水道費3,811千円を減額するものでございます。説明欄(1)でございますけれども、公共下水道事業特別会計の繰出金において3,811千円を減額するものでございますこれも簡易水道と同様に本通りの道路部分の工事、下水道施設移設部分が道事業となったことにより減額するものでございます。

次に款6農林水産業費7,231千円を減額しまして、316,932千円とするものでございます。主なものでございます。次のページをお開き下さい。21ページ、目4営農用水費において3,759千円を減額するものでございます。内容につきましては説明欄(2)の排水管等移設・設置事業で15の工事請負費におきまして、2,593千円を減額するものでございますけれども、これは南8線道路工事に伴う排水管移設工事の執行残という内容になってございます。

次に目5畜産業費1,846千円を減額するものですが、主なものとしま

して説明欄（１）の村営牧場維持管理経費ということで、2,029千円を減額するものでございます。大きなものとしたしまして11需用費で1,415千円の減で消耗品費ということで、土改材、肥料等の減額の部分が主な内容になってございます。

次に22ページをお開き下さい。

款8土木費でございます。33,386千円減額しまして、541,266千円とするものでございます。主なものでございますけれども、23ページをお開き下さい。橋りょう維持改良費ということで24,605千円を減額するものでございます。内容につきましては説明欄（１）橋りょう整備事業で減額するものでございます。13委託料で長寿命化修繕計画策定事業の執行残ということで1,769千円の減ということでございます。それから15の工事請負費、これにつきましては、橋りょうの改修整備でございますけれども、紅橋につきまして20,475千円の執行残というものが主な内容でございます。それから19の負担金補助及び交付金で3,200千円の減でございます。橋りょう拡幅の負担金の減でございますけれども、サッチャルベツ川の東8号の誉橋を東5号の新清橋に事業を振り替えるということで、負担金が発生しないことによる全額の減額という内容でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費6,447千円の減でございます。内容につきましては説明欄（２）の村営住宅等改修事業で6,300千円を減額するものでございます。花園団地の改修事業、それから曙団地の改修事業の執行残でございます。

続きまして24ページをお開き下さい。

款9消防費67,518千円を追加しまして245,419千円とするものです。項1消防費、目1消防費に同額を追加するものでございます。内容につきましては説明欄（１）南十勝消防事務組合補助金等ということで、19負担金補助及び交付金におきまして追加するものでございます。内訳につきましてはデジタル無線の整備費の増で69,871千円、給与、工事費等の執行残で2,353千円の減という内容でございます。

続きまして款10教育費でございます。1,503千円を追加しまして442,374千円とするものでございます。項1教育総務費、目1教育委員会費で960千円の減でございます。主な内容でございますけれども、説明欄（１）の更別村農業高校教育支援事業ということで海外実習事業の助成金、参加者の減による事業費の減という内容でございます。

次25ページに移らせていただきまして、目3こども夢基金85千円の追加でございます。説明欄（１）のこども夢基金積立金で寄付を受けました分を積立するものでございます。

その他、小学校費、中学校費等ございますけれども、主なものとしては、燃料費の高騰による不足額を追加する内容となっておりますので詳しい説明は省略させていただきます。

次に26ページをお開き下さい。款12公債費、これは財源振替ということでございます。予算額については変わりませんが、項1公債費、目1元金の部分で先程説明しましたけれども、ふるさと融資の償還金を加えることで財源振替をするものでございます。

続きまして歳入の説明に移らせていただきます。

8ページをお開き下さい。

款9地方交付税188,160千円を追加しまして、2,261,373千円とするものでございます。項1地方交付税、目1地方交付税におきまして、同額を追加するものでございます。これにつきましては普通交付税分ということで追加をさせていただくものになってございます。

次に款11分担金及び負担金、145千円を減額しまして、74,042千円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金、それから道路施設の街路灯の移設工事の負担金が減額になったことによる減というような内容になってございます。

次に款12使用料及び手数料で94千円減額しまして、199,104円とするものでございます。これにつきましては行政区会館の使用料の増加、それから牧場入牧使用料の減額という内容でございます。

続きまして9ページをお開き下さい。

款13国庫支出金、64,718千円を追加しまして、233,667千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で65,574千円の追加でございます。これにつきましては経済対策に伴います、地方負担の軽減、資金調達のための交付金ということで、地域の元気臨時交付金が交付されております。その分を追加するものでございます。それと目5土木費国庫補助金で1,266千円を減額するものでございます。橋りょう長寿命化修繕計画策定の事業費が減額になったことに伴います社会資本整備総合交付金の減という内容になってございます。

款14道支出金でございます。1,613千円を追加しまして、126,664千円とするものでございます。主な内容でございます。10ページをお開き下さい。先程、歳出でも説明させていただきましたけれども、項2道補助金、目2民生費道補助金で1,695千円を追加するものでございまして、保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金を追加するものでございます。

次に款15財産収入におきまして1,986千円追加しまして、25,813千円とするものでございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入におきまして、同額を追加するものでございます。内容につきましては、村有地売払収入ということで、道の駅の向かいにあります未利用地の売却36,775㎡分の収入を計上しているところでございます。

次に款16寄付金でございます。165千円追加しまして、1,320千円とするものでございます。

11ページお開き下さい。

項1 寄付金で、目1の総務費寄付金におきましては、協働のまちづくりの基金の指定寄付金でございます。目2の教育費寄付金は、こども夢基金の指定寄付金ということで収入を計上してございます。

次に款19諸収入で8,100千円の追加をしまして、44,214千円とするものでございます。項3貸付金元利収入、目2ふるさと融資貸付金元金収入ということで同額を追加するものでございます。先程から説明しております、ふるさと融資の貸付金の元金の収入でございます。

続きまして款20村債、213,000千円追加しまして、810,626千円とするものでございます。内容につきましては、項1村債、目1緊急防災・減災事業債で72,000千円を追加するものでございます。消防施設整備事業ということでございますけれども、デジタル無線整備の事業費72,497千円のうち72,000千円を借り入れするものでございます。

目2の一般単独事業債162,000千円を追加するものでございます。内容につきましては、地域総合整備資金貸付事業となっておりますけれども、ふるさと融資の部分の起債を追加するものでございます。

それと目3過疎対策事業債ということで21,000千円を減額するものでございます。内容につきましては消防設備整備事業、これはデジタル分でございますけれども、過疎債で2,500千円見ておりましたけれども、400千円減額するということの減でございます。

それから橋りょう改修事業ということで、紅橋の工事費の減、それから誉橋から新清橋の振替に伴う減ということでの借入額の減少分でございます。それと村道整備事業の執行残に伴う減でございます。次のページ、12ページにいきまして営農用水施設整備事業ということで12,700千円を追加するものでございますこれは南8線の道路の部分の排水管の移設工事費12,757千円でございますけれども、その部分の借入という内容でございます。それと運動広場・農村公園再整備事業2,100千円の減ということで、農村公園の再整備設計委託の執行残、運動広場駐車場等整備の執行残がありまして減額するものでございます

続きまして4ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為でございます。塵芥収集運搬業務委託料ということで、24年から26年まで3か年委託契約しておりますけれども、26年度からの消費税増税部分がございまして13,284千円に増額するものでございます。それと農業経営基盤強化資金利子助成事業でございます。16年に設定しているところでございますけれども、再算定の結果、不足するため限度額の見直しをするものでございます。2つ合わせて13,996千円の限度額とするものでございます。

続きまして5ページをお開き下さい。

第3表、地方債補正でございます。

歳入の部分でもご説明させていただいたところでございますけれども、左側に補正前、右側に補正後ということで、対比表で作成しており

ます。1番上の緊急防災・減災事業債、デジタル無線の関係でございますけれども、7,200千円の限度額、一般事業債ということで、ふるさと融資に伴う限度額162,000千円、それから3番目の過疎対策事業債ということで補正後21,000千円減じまして、400,700千円ということでございます。

起債の限度額の合計が補正前597,626千円から、補正後810,626千円とするものでございます。

以上、主なものの概要を説明させていただきました。

以上で終わります。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

先程、橋を直さなかったから減額しましたよと。替わったという説明もあったのですけれども。この橋のちょっと中身がわからないのですけれども、もう少しその場所等も含めてちょっと理解出来ないのですけれども、橋は直さなくて良かったという考えで良いのですか。その最初の言われた橋は。次に替わったという意味ですか。直さなくていいから減額をして全部カットしたよという理解でよろしいのですか。

議長

三好副村長

副村長

ただ今の質問、確認させていただきたいのですけれども、歳出の23ページの橋りょう維持改良費ということでよろしかったでしょうか。

議長

4番 松橋さん

4番松橋議員

いいです。

議長

三好副村長

副村長

まず15の工事請負費の部分での説明でございます。これは東6号の紅橋、当初から予定していた部分ですけれども、これが20,475千円の減額、これは執行残でございます。額が大きい形になってはいますけれども、冬季施行ということで当初予算を見ていたものですから執行残が大きくなったというような内容でございます。

それから19負担金補助及び交付金のところで3,200千円の減額でございます。これはサッチャルベツ川で、当初東8号にあります、誉橋を予定しておりましたけれども、東5号にあります新清橋に切り替わったということで、これは幅員の関係で誉橋ですと負担金が発生するのですけれども、新清橋につきましては負担金が発生しないということで減額するものでございます。

以上でございます。

議長

4番 松橋さん

4番松橋議員

要するに紅橋というのは、工事はしたけれどもこんなにお金がかからなかったということですか。そしたらどの位かかったのですか。橋の補修は各町村大変な思いをしていると思うのですけれども、その今の説明

を聞いていますと、必要のないところをちょっと計画にあげてしまっ
てというような理解をしてしまったものですから。そうではなくて、そう
したら数億円かかったやつでこれだけ余ったという理解ですか。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

紅橋の工事の関係でございますけれども、当初63,000千円計上してい
たのですけれども、当初、夏場に川やなんかの氾濫、水の増量等とかあ
りまして、それで冬期間工事をやれば、そういう水回避とか、どうのこ
うのという部分が少なくなるものですから、それである工事の予定をし
ていたのですけれども、その冬季工事をやめまして、もっと工事の発注
を早くして工事を発注し、設計を変えたというようなことで、当初
63,000千円あったやつを実施設計で44,680千円程度に設計額を変えた
ということでございます。それからその後の執行残になりまして、最終
的に19,636千円の減額になったということでございます。

議 長
4番松橋議員

4番 松橋さん

土木工事は専門家の方で安く出来たということで、それは正解なの
でしょうけれども、普通、私が調査したわけじゃないのですけれども、国
とか開発、例えば橋は極端な例を言って申し訳ないのだけれども、台風
とか大水が来た時に工事途中で流されるだろうと。それも予算に組みま
すよと。だから極端な話、2回程流れて出来上がるのだよというような
言葉を聞いたのですけれども、この予算を見るとそういう考えも若干入
っていたという理解で良いのですか。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

そういう意味ではございませんで、最初、冬季工事を入れたというこ
とは先程も言ったのですけれども、夏場、台風等が来た時に、どうして
も水回避ですとか、あと迂回路ですとか、色々な部分が発生してきます。
そういった部分で、そういう設計にしたのですけれども、何とかそうい
う今議員さんをご指摘になりましたように、節約ということが出来ない
のかということで最小限に出来るというような判断をいたしまして、そ
の冬季工事分を除いて再設計をしたところでございます。

以上です。

議 長
6番堂場議員

6番 堂場さん

同じく23ページなのですからけれども、その下なのですが、村営住宅の修
繕維持でこれも63,000千円、これ修繕維持費で余ったということなので
余ったことが良いことか悪いことかわからないのですが、今、橋と違っ
て、この修繕工事とすれば、今の時代、資材が上がるとか何とかで、こ
のような余り方はちょっと数字的に多いのでないかというふうに感じ
たので、当初の計画予算の段階とのあれはないかと。事業計画の予算の
段階で当初多く見るというか、その辺の兼ね合いはないかと不安に思う
のですが、その辺はないのですか。

議 長

三品建設水道課長

建設水道課長

公営住宅の改修等でございますけれども、花園団地につきましては、給湯設備の改修というようなことでございます。これは2棟10戸で行ったところで、これは執行残の2,100千円でございます。それから曙団地の部分ですけれども、これは屋根・外壁・断熱工事の3棟10戸分でございます、これが執行残で4,200千円という形になってございます。

議長

6番 堂場さん

6番堂場議員

かかったお金はよくわかります。そしてその残ったお金だということもよくわかるのですが、これだけ余るような当初の計画とはちょっとおかしいのではないかとということをちょっと質問したいのです。どういう理由で当初これだけ余るような予算の組み方をしたのかと、その辺がちょっと不思議だなということで質問しています。

議長

答弁調整のためしばらくお待ち下さい。

(答弁調整)

議長

再開いたします。

それでは三品建設水道課長、答弁お願いします。

建設水道課長

申し訳ございません。当初の設計額、それから発注する段階の設計について変更はございません。それで入札の執行でそれぞれ落ちていくということなのでございますけれども、ちなみに花園団地につきましては81.8%の落札率、それから曙団地につきましては90%の落札率でこの金額になったところでございます。

議長

3番 赤津さん

3番赤津議員

今はどっちかと言ったらお金が余って議員が質問したので、私は逆にちょっとその割にお金があるのにどうなのかなということでもちょっとお聞きしたいと思いますが、福祉灯油です。福祉灯油これ更別村は100リットルですよ。そして100リットル110円で見ている。それはそれで良いでしょう。ただあの管内平均はどの位になっているのですか。福祉灯油は更別村も3年位継続していますよね。いつも1戸あたり100リットルでしたか。その辺が多いのか少ないのか。私はたまたま昨日ちょっと隣の町なんかを見たら、隣の町は倍でしたね。200リットルでした。それと戸数や人口は更別村よりももちろんご存知のように少し多いのですが、対象の世帯数も倍となっていますね。大体230戸位です。更別村は110戸。ですからどのような関係やバランスでそういう数量になるのか。全然最初からマンネリ化になって100だからぼんぼんぼんぼん行くということなのか、いや、今年は厳しいから、こうだあだで議論が200リットルの論議があったのかないのか、その辺を含めてお聞きしたいことと、それとオール電化の家はどうなるのですか。薪を焚いている家はどうか、その辺も明確にちょっと教えて下さい。

議長

この答弁は午後から再開した時にします。

この際、暫時休憩いたします。

13時30分まで休憩いたします。

(12時00分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

午前中の会議での議案第58号、更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、松橋議員の質疑に対する安部産業課長の答弁について内容を訂正するため発言を求められましたので、これを許します。

安部産業課長

産業課長

すみません、融資残高の質問だったのですが、10月末現在の融資残高にこれからの融資予定額を加えた額を87,000千円ということで10月末というふうに答えてしまいましたけれども、年度末に87,000千円の融資残高の予定ということで修正をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長
4番松橋議員
議 長

松橋議員よろしいですか。

はい。

それではこの件については終わります。

次に、午前中の会議において保留となっておりました赤津議員の質疑、他町村における福祉灯油の支給状況等に対する答弁について、金曾保健福祉課長より発言を求められましたのでこれを許します。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方から管内の灯油、福祉灯油の支給状況についてご説明させていただきます。管内の福祉灯油の支給状況につきましては、現金、あるいは灯油の引換券等々となっております。現金につきましては5千円程度から2万円程度。灯油につきましては、100リットルから200リットルの範囲内ということで、それぞれ各町村で支給している状況にございます。

その中で灯油の部分ですが、100リットルという町村が更別村の他に5町村。灯油100リットル程度と見合わせるのかなというところで1万円程度の現金を支給しているところが4町村ございます。先程、お話に出ました200リットルの支給の町村については3町となっております。

以上、管内の状況についてご説明させていただきます。

議 長
村 長

岡出村長

私が提出したのですから私の方から答弁させていただきたいと思っております。

これは、今年電気料金7.7%ですか、上がってまいりましたし、昨今はCO2の削減、また環境に配慮するということから薪ストーブ、ペレットストーブ、これらが流行って来ているわけですね。それらをどうするかという議論になるわけでありましてけれども、その電気料金の値上げ等々については、私も灯油ばかりに行くということについては、これはバランスを欠く問題でないかなと思っております。その中で道の地域づくり推進事業ですか、補助金ですが、実績が100万円以上になら

ないと50万円の補助金が当たらないということもございまして、未確定部分がございまして歳入には設けてございませぬけれども、道の基準が灯油を基準としているわけですね。そのことについてやはり道から変えてもらわないとなかなか、この問題は解決されない問題であるわけですけれども、やはり北海道における弱者の暖房経費ということから見ますと、やはりこれから議員がご質問のとおり電気についても、その他の暖房機についても、バランスを取っていく必要があるのではないかなと思ってございまして、それらをちょっと道とも、また私ども内部の方で、今後のあり方について検討させていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

議 長
3番赤津議員

3番 赤津さん

理解出来ると思ひます。で、たまたま中札内村は、そのことについては現金で相当分を支給するというようなことになってるんです。ですから、そんな難しいことではなく、理事者の方の考え方ひとつでそういったことは何とか解決するのではないかな。今すぐというわけではないですけれども、いつもその問題については、やっぱり公平論の話から行くと一応そういうことも有り得るということで、やってもらえれば良いということでわかりました。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

9ページ、歳入の国庫支出金で地域元気臨時交付金ということで65,000千円程入っていますが、これは今年度使われる金額というのは事業別毎にどれ位になっておられますか。

議 長
副 村 長

三好副村長

この件につきましては、地域の元気臨時交付金65,574千円交付されるわけなんですけれども、8本の事業について充当させていただいてるところでございまして。1本ずつご説明させていただきますと、老人保健福祉センター改修、これはボイラーと浴室等の事業でございましてけれども、総事業費25,914千円に対して21,858千円を充当ということでございまして。2つ目が更別運動広場管理棟新築工事費でございまして。事業費15,540千円に對しまして6,278千円を充当予定でございまして。3点目が中央団地定住化住宅。コーポ白翠でございましてけれども、長寿命化改修事業ということで事業費23,940千円に對して22,982千円を充当ということでございまして。4番目が若葉団地公営住宅駐車場整備工事、この事業費が2,625千円に對して2,520千円を充当ということでございまして。次に福祉の里総合センター前歩道工事でございますけれども、福祉の里センターの改修と道路改良舗装につきまして事業費が5,187千円に對して4,980千円を充当ということでございまして。それから6本目としまして更別東3条線ほか歩道改修工事業費が14,595千円に對して2,491千円を充当ということなんです。7番目が東15号取付改良工事2,236千円の事業費に對して2,147千円を充当という

ことです。8点目がすももの里東屋改修工事でございます。事業費2,415千円に対して2,318千円を充当するというので総額65,574千円になるという内容になってございます。

以上です。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

この8本の事業で65,000千円位と言っていましたが、先程の歳出の方で、臨時交付金の余った分を備荒貯金に積まれるということだと思っておりますけれども、今年65,000千円使われているのであれば、あれだったのですけれども、これが全面的に使われていないということになれば、備荒貯金に積まれるということになると、このお金というのは多分地域経済の経済対策という意味で来ていると思うので、今年使うものだというふうに思っているのです、そういった中で備荒貯金積まれる分は残りわずかということですか。

議 長
副 村 長

三好副村長

当初はこれら今8本の事業を申し上げましたけれども、基金の取り崩し等で財源を確保する予定だったのですけれども、それがこの交付金が入ったということで財源が確保されたものですから、これをこの交付金を使わないで備荒資金に積むとかいうことではなくて、こういった財源が確保されたということで余剰財源が出てきたので、備荒資金に200,000千円を積むという内容になっています。

議 長

他に質疑はありませんか

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

議 長

これから議案第60号、平成25年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第15、議案第61号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第61号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件でございます。

第1条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ52,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541,167千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ415,590千円とするものでございます。まず、事業勘定の歳出からご説明をさせていただきます。

9ページをお願い申し上げます。

9ページは事業勘定の歳出でございますが、款2の保険給付費におきまして、51,500千円を追加させていただくものであります。その内訳でございますが、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費46,000千円の追加でございます。これにつきましては、これまでの実績等、今後の推計から46,000千円を追加させていただくものでございますが、今年は特に入院、高額な患者さんがおられたということでございまして、ここに追加をさせていただくものであります。次に項2高額療養費でございますが、目1一般被保険者高額療養費におきましても5,500千円を追加させていただくものであります。これにつきましても、ただ今ご説明のとおり入院の高額者が増えてございますので、5,500千円の追加となります。

次に款8保健事業費、項1特定健康診査事業費、目1特定健康診査事業費におきまして136千円の追加であります。一般会計のところでも少し変更説明してございますけれども、14の使用料及び賃借料で19千円、18の備品購入費で117千円の追加でありますけれども、特定健診のオンラインシステムを導入するということでございまして、その導入に際しましてライセンス料として19千円、備品の整備といたしまして117千円を追加するものであります。

次に1枚めくっていただきまして、款10の諸支出金、項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金につきましては、810千円を追加させていただくものであります。これにつきましては、平成18年から平成21年度までの療養給付費並びに調整交付金の再算定に伴いまして超過交付分について返納するというところでございます。これは道の指導もあるわけでございますけれども、調整率の変更がございまして、再算定の結果、810千円を返納するというところでございます。

次に歳入の7ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金16,243千円の追加であります。歳出でもご説明申し上げましたとおり、療養給付費、特に入院の給付費が増えてございますので、国庫支出金につきましても増額をいたします。

次に款6道支出金、項2道補助金、目1道財政調整交付金5,929千円の追加であります。これにつきましても療養給付費の伸び分に対しまして6%分普通調整交付金として収入増を見込むものでございます。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額療養費共同事業交付金につきましては、9,165千円追加をいたします。高額療養費の増加に

よりもすところ、今般9,165千円を追加させていただくものであります。

次に款9繰入金につきましては21,109千円を追加するものであります。その内訳といたしましては、項1他会計繰入金、これにつきましては次のページをお願い申し上げますが、目1一般会計繰入金におきまして213千円の減額でございます。1保険基盤安定繰入金につきましては398千円の減でございます。保険税の軽減分として、ほぼ確定してございますので、これにつきましては269千円の減。それから保険者支援分につきましては、これにつきましては被保険者が減少してございまして、その被保険者の減分による129千円の減でございます。その他一般会計繰入金につきましては、185千円の追加であります。福祉医療無料化の波及分として49千円の追加。特定健康診査等事業分、これにつきましては、特定健診オンラインシステムの導入ということでありまして、136千円を追加するものであります。項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては21,322千円の追加であります。療養給付費が伸びてございまして、これら歳入歳出のバランス等を取りまして、財源不足分として基金からの繰入金を追加するものであります。

次に診療施設勘定、歳出14ページをお願い申し上げます。

14ページは診療施設勘定の歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては395千円の追加であります。患者輸送用のストレッチャーが使用不能となりまして、今般、急に更新することといたしてございます。執行残もありますけれども、それらを調整して395千円の追加でございます。

款2医療費、項1医療費、目3医療委託費におきましては601千円の追加であります。これにつきましては臨床検査の検体が増えてございまして、諸用額が増加してございますので、今般追加をさせていただくものであります。

次に歳入の13ページをお願い申し上げます。

款1診療収入、項2外来収入996千円の追加であります。内訳であります。目1国民健康保険診療報酬収入におきましては702千円の追加、目5一部負担金の収入におきましては294千円の追加であります。外来の収入が伸びてございまして、それぞれ追加をして歳入歳出のバランスを取るものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第61号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第16、議案第62号、平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第62号、平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,319千円とするものであります。歳出から説明申し上げたいと存じます。

6ページをお願い申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2,210千円の追加であります。この納付金につきましては、今年度の保険料のほぼ確定によりまして今般、納付金を追加するものであります。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

5ページは歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料につきましては1,955千円の追加であります。目1特別徴収保険料につきましては1,749千円の減。目2普通徴収保険料につきましては3,704千円の追加であります。歳出でもご説明申し上げましたけれども、今年度の保険料の確定によりまして、それぞれ補正をさせていただくものであります。

次に款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては38千円の減であります。1の保険基盤安定繰入金につきましては406千円の追加であります。1の保険基盤安定繰入金につきましては406千円の追加ですが、今般の増額に伴いましてルール分として一般会計からの繰入金を増額するというものであります。2のその他一般会計繰入金につきましては444千円の減であります。平成24年度分の事務費精算、これが確定いたしまして過大分につきましては減額をするということをございまして、444千円減ずるものであります。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては293千円の追加であります。これにつきましては前年度の繰越金でございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します

ありませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第62号、平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第63号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第63号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,830千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,481千円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

6ページ、歳出でございますが、款1水道経営費、項1水道経営費、目1水道管理費におきまして1,830千円を減ずるものであります。内訳であります。13の委託料におきまして660千円。14の使用料及び賃借料におきまして13千円。工事請負費におきまして950千円。18の備品購入費におきましては215千円。それぞれ執行残ということで減額をするものであります。工事請負費におきましては本年度、市街本通りの舗装歩道の改修を行ってございますけれども、これの改修にあたりまして、排水管等の移設を村の方で予定してございましたけれども、これにつきましては、道の方でやられたということで全額減額をするものであります。

次に27の公課費でございますが、8,000円を追加させていただくもの

であります。消費税につきまして試算の結果、不足が見込まれるということでありまして、当初902千円を見てございましたけれども910千円程かかるということで8,000円を追加させていただくものであります。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1水道費負担金542千円の減でございますが、これにつきましては歳出で説明のとおり、排水管の移設工事の負担金がなくなりましたので減額するものであります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金におきましては1,288千円の減額であります。これにつきましては説明のとおり基準繰出分といたしましては828千円の減額であります。これにつきましても道道の改修に伴う排水管の移設工事の分でございますが、一般会計からの繰入金につきましてはなくなるということでありまして、財源補てん分といたしましては460千円を減ずるものであります。これにつきましては歳入歳出のバランスを取りまして今般、減額をするものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第63号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、議案第64号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村長 岡出村長
議案第64号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,514千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ170,528千円とするものであります。2項以下につきましては、お目通しをお願いするものであります。

歳出から説明申し上げます。

7ページをお願い申し上げます。

7ページは歳出でございますが、款1の総務費におきまして229千円を追加するものであります。その内訳であります、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして69千円の追加であります。19の負担金補助及び交付金につきましては15千円の減額、これにつきましては執行残でございます。27の公課費につきましては84千円の追加であります。消費税につきましては試算の結果、84千円程不足するという試算のもとに今般、追加をさせていただくものであります。項2の施設管理費におきましては160千円の追加であります。その内訳といたしまして、目1の下水道施設管理費におきまして、90千円の追加であります。11の需用費182千円、12の役務費におきまして56千円の追加であります。それぞれ需用費におきましては燃料費、電気料のアップ分を見込んだものでございます。役務費につきましては水質検査の手数料、水質検査の検体が増えてございますので、今般、追加をさせていただくものであります。13の委託料につきましては148千円の減であります。これにつきましては電気保安業務の委託料として見積り合わせの結果、執行残となったものであります。目2農業集落排水施設管理費におきましては70千円の追加であります。これにつきましては浄化センターの光熱水費、電気料のアップ分でございます追加をいたします。

次のページお願い申し上げます。

款2事業費、項1下水道整備費、目1下水道建設費におきましては、大きく14,743千円の減でございます。これにつきましては先程来説明してございますが、道道の改修工事に伴うものでございまして、下水道におきましても道の方でやられたということで村の方の予算からは落とすものでございます。その他、建設工事費、管路施設工事費として578千円を減額してございますが、これにつきましては執行残でございます。項2農業集落排水施設整備費、項3個別排水処理施設整備費いずれも補正額はございませんけれども、財源振替ということで補正をさせていただくものであります。

次に歳入6ページをお願い申し上げます。

歳入であります、款1分担金及び負担金におきまして10,703千円を減額するものであります。その内訳であります、項1分担金として216千円の追加でございます。これにつきましては、それぞれ目1下水道事業分担金で69千円。目2個別排水処理事業分担金で112千円。目3農業集落排水事業分担金で36千円、それぞれ追加となるものであります。これにつきましては分担金の確定によりますところの追加となつてございます。項2負担金、目1下水道事業負担金でございますが、10,919千円の減額であります。これは先程もお話しましたけれども、道道、更別市街の本通りの負担金、道の方でやられたということでなくなったとい

うこととございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては3,811千円の減額であります。これにつきましては財源補てん分として歳入歳出のバランスを取って3,811千円を減額するものであります。

次に3ページをお願い申し上げます。3ページは第2表債務負担行為でございます。平成26年度から消費税3%アップということとございまして、24年から26年度の3か年間、管理委託業務を発注しているわけでありまして、それぞれ消費税分を足して新たに26年度の限度額を定めるものであります。ちなみにこの3本で消費税アップ分として762千円を追加して合計を27,398千円とするものでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 おはかりいたします。

議事の都合により12月11日から12月12日までの2日間休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、12月11日から12月12日までの2日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(14時10分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月10日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 赤 津 寛一郎

同 議員 松 橋 昌 和